

いつもお世話になります。気温が1度違えば物の売れ方が変わると言われるくらい、私たちの生活と天気は密接な関係にあります。春から初夏にかけてのこの時期は、平均気温が20℃でエアコン、23℃でビール、24℃で水着、30℃でかき氷が売れはじめるそうです。たしかに、そろそろビールの美味しい季節ですね。

## 知っとこ! 「税務のマメ知識」

### 【固定資産税の節税にはこんな方法も!】

「固定資産税」は、誰もが耳にしたことのある税金の1つではないでしょうか。しかし、その計算方法や節税方法について詳しくご存知の方は少ないかもしれません。

節税方法のひとつに、住宅用地の軽減というものがあります。これは、住宅用地のうち住宅1戸につき200平米までの部分を「小規模住宅用地」といい、課税標準額が評価額の6分の1となる制度です。例えば、住宅の建っていない200平米までの土地で、固定資産税が仮に30万円であった場合、そこに住宅を建てると住宅用地の軽減が適用され、固定資産税は5万円となります。



また、現在の住まいとは別に、先代から受け継いできた土地などがあり、更地の状態で何も利用されていないといったケースもあると思います。このようなときは、固定資産税の「一定の用途に使用される土地については非課税」という規定を利用する方法もあります。例えば、幼稚園などの園児の遊び場として無償で貸与することにより、非課税にするといった方法がそれです。しばらくの間、利用する予定がない土地であれば、そうすることによって社会貢献にもなりますし、また園児が楽しく遊ぶ姿も見られます。その上、高い固定資産税が非課税になるならば考えてみる余地はあるかもしれませんね。

## 今を生きる 先人の言葉

握り拳は  
握る拳

インド独立の父であるマハトマ・ガンディーの言葉。握り拳は争いの際に使われ、握手は仲直りの際に使われる。ジャンケンにおいても、パーはグーに勝つ!

### スタッフコーナー 今月の担当：本田昭

前回は真冬のびん沼川の繊細なへら鮎釣りについて、ご紹介させていただきましたが、今回は一変して初夏の荒川の豪快な巨へら鮎釣りについて・・・。場所はさいたま市と志木市の中間を流れる荒川の秋ヶ瀬取水堰下流です。秋ヶ瀬取水堰は東京都民の飲料水用に荒川を堰止めした所です。堰下にある為に、海の上げ潮・引き潮の影響があり、東京湾の干潮・満潮の時差は約2時間位、又潮の干満の差は3m位あります。このように流れの変化があるのと下流から昇ってきても堰止めされているので、巨へら鮎が釣れるわけです。毎年3月中旬頃から梅雨明けまで毎週のように出かけます。荒川のへら鮎釣りは竿も21尺・24尺(6.3m 7.2m)長いへら鮎用の竿を使うので浮きも大きな浮きを使用します。一瞬に浮きが消し込まれて釣れたときの感触は格別であり、対岸からの野鳥の鳴き声を聞きながらの釣りは至福のときです。



# 365日が楽しくてたまらない! 『商売のヒント』

## 今月の商売のヒント:【「努力」と「徒労」】

目標に向かって全力を尽くすことを「努力」と言います。その努力が無駄な骨折り損に終わると「徒労」になります。「目標達成」というスタート地点は同じなのに、どこで「努力」が「徒労」になってしまうのか。その答えは「すでにスタート地点から」です。



つまり無駄な骨折りをする人は、努力しているつもりでも、実は最初から徒労だったのです。その原因は目標設定の甘さにあります。ダメな目標の典型例は「今月も頑張って売上拡大を目指しましょう!」。ただ闇雲に頑張っても現場は疲労するだけで、たとえ売上が上がったとしても一時的なこと。頑張っても結果を出し続けるにはゴールが必要です。そこで数値というゴールを掲げるわけですが、「目標設定が甘い」とは「数値設定が甘い」とも言い替えられます。「前月対比 110%アップ」という目標設定をした場合、「110」という具体的な数値を

掲げるのはいいとして、「110」の根拠は何か。先月の売上目標に対する達成率が 90%だったから、未達成の 10%を今月で挽回する。それもひとつの「根拠」かもしれませんが、根拠は明確でなければ意味がありません。明確な根拠とは、目標達成をイメージできるかどうかです。前月対比 110%アップを達成するイメージができれば、達成に向けた行動が具体化します。その行動を「努力」と呼びます。しかし、最初から達成のイメージが持てない行動であれば、スタート地点から「徒労」する羽目になってしまうのです。努力が徒労に終わらないためには、目標設定の段階で次の3つを抑えておくべきだろうと思います。

- (1) 具体的な数値
- (2) 数値に対する明確な根拠
- (3) 数値を達成するイメージが持てるかどうか

「無駄な努力などない」と言いますが、そもそも今の行動が「努力」かどうか、まずはそこから考えてみる必要がありますね。



### 編集後記

お陰様で事務所の移転も無事完了し、少しずつですが落ち着いてまいりました。お客様のおかれましては移転期間中色々ご迷惑おかけいたしましたこととお詫び申し上げます。

さて、旧事務所ですが6年2ヶ月間お世話になりました。本当に感謝の気持ちでいっぱいです。13年8月の開業当初の事務所は蕨市北町の2DKのマンションでした。そこからの移転に比べると書類等の量も格段と増えおもっていた以上に大変でした。また前回はおお客様の物件でしたが、今回は自分で一から物件を探しまわり交渉をし、良い経験となりました。今回も多くの方々のご協力をいただき感謝するとともに、そのご縁も大切にしていきたいとおもいます。また、移転と同時に事務所通信もリニューアルしました。新事務所とともに是非ご期待下さい! 今後ともよろしく願いいたします!!

### 「お知らせ」詳細はお問い合わせください!

- 事務所を移転しました。
- 事務所通信をリニューアルしました。
- 納期の特例の適用を受けている所得税源泉徴収税額(1~6月分)の納期期限は7月12日です。
- 7月20日(火)に小セミナーを弊所にて開催いたします。お気軽にお申込下さい!

### 本田税理士事務所

〒335-0002

埼玉県蕨市塚越1-4-22 5F

電話: 048-431-2771

FAX: 048-431-2786

<http://www.zeirishi-honda.jp>

mail: [info@zeirishi-honda.jp](mailto:info@zeirishi-honda.jp)